

## 鳥取県土砂災害警戒情報の発表基準の変更について

鳥取県と鳥取地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、令和 2 年 5 月 26 日から新たな基準により運用します。

鳥取県と鳥取地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応の支援及び、住民の自主避難の判断等への利用を目的として、鳥取県土砂災害警戒情報を発表してきました。

今般、県と気象台は、共同して、平成 3 年から平成 30 年までの過去 28 年間の災害の発生状況と降雨の関係を調査のうえで、下記のとおり土砂災害警戒情報の発表基準を見直すこととしました。

基準を変更することにより、より適切な時期に必要な市町村を対象として土砂災害警戒情報を発表することが可能となります。また、土砂災害危険度情報※1、及び大雨警報(土砂災害)の危険度分布※2についても、より適切な判定結果となるため、市町村における避難対象地域の絞込みを的確に支援できるよう改善されます。

### 記

1 発表基準変更日時

令和 2 年 5 月 26 日(火) 13 時

2 基準変更範囲

鳥取県内の全市町村(境港市、日吉津村を除く)

3 主な変更内容

鳥取県と鳥取地方気象台が過去の災害発生と降雨の関係の調査結果をもとに、発表基準線 (CL) を変更。

※「土砂災害危険度情報」や「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足するメッシュ情報です。

※1 土砂災害危険度情報(鳥取県 HP) <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/Top.aspx>

(解説) <https://www.pref.tottori.lg.jp/239601.htm>

※2 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(気象庁 HP) <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

(解説) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問い合わせ先

鳥取県 県土整備部治山砂防課 企画調査担当 田中、椿 (電話 0857-26-7819、FAX 0857-26-8130)

鳥取地方気象台 土砂災害気象官 河崎 (電話 0857-29-1313) (FAX 0857-29-3212)